

住民票の写しの交付制度等の見直しの議論のポイント

I 住民票の写しの交付請求について

1 交付請求できる場合等

- ① 住民票の写しの交付については、情報通信技術の著しい発達等社会経済情勢の変化とそれともなう個人情報保護に対する意識の高まり等を踏まえ、「何人でも請求することができる」現行制度は抜本的に見直し、一定の要件に該当する場合にのみ請求できることとする必要がある。

この場合、住民基本台帳の閲覧制度の改正の考え方、住民票の写しの利用の実態、戸籍制度の見直しの議論等を踏まえ、次のような場合に限って、住民票の写しの交付を認めることとするのが適当ではないか。

ア 住民票に記載されている者が、自己又は自己と同一世帯に属する者に係る住民票を請求する場合（以下「本人等請求」という。）

イ 国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行するために必要であることを明らかにした場合（以下「公用請求」という。）

ウ 自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合のいずれかの場合であって、それを明らかにしたとき（以下「第三者請求」という。）

- ② 「ア 本人等請求」の場合については、住民票の写しの請求の実態等を踏まえ、現行通り、原則として、自己又は自己と同一世帯に属する者に係る請求については、請求事由を明らかにする必要はないと考えられるのではないか。

ただし、現行の制度において、例えば、ドメスティック・バイオレンスの加害者による請求（被害者を脅迫して当該被害者本人の住民票の写しを請求させる場合を含む。）等については、請求事由を明らかにする必要があり、かつ交付を拒否することとしており、このような取扱いは今後も必要であることから、このような場合には、例外的に、請求事由を明らかにすることとする必要があるのではないか。

- ③ 「イ 公用請求」の場合については、現行法では、職員による職務上の請求である旨を明らかにすれば、請求事由を明らかにしなくてもよいが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧と同様に、今後は、原則として請求事由を明らかにする必要があると考えるべきではないか。

ただし、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の場合には、法令で定める事務の中には、犯罪捜査など高度の密行性が要求されるとともに、関係者の名誉・プライバシーに対する配慮も高度に要求されるものがあり、このような事務に係

る交付の請求については、請求事由を明らかにすることにより、事務の遂行に著しい支障を来すおそれがあるものも想定されることから、請求事由を明らかにする必要はない（ただし、請求事由を明らかにできない理由を明らかにすることとされたところであるが、この考え方は、住民票の写しにおいても同様に妥当することから、このような例外を認める必要があるのではないか。

- ④ 「ウ 第三者請求」については、現行では、請求事由を明らかにした上で不当な目的によることが明らかなものでなければ交付が認められるが、今後は、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合に、それを明らかにして請求する必要があると考えるべきではないか。

そして、これらの請求事由に基づき、特定の住民に係る居住関係について確認することにつき相当な理由がある場合には、公証制度としての住民基本台帳制度の目的の範囲内として、住民票の写し等の交付を認めることとするのが適当ではないか。

(参考)

閲覧検討会報告書では、本人以外の第三者が住民票の写しを取得する主な場合について、住民の居住関係を確認することの正当な理由が、次のように整理されている。

- ・ 本人の代理として取得する場合…明らかに本人の利益となる時
- ・ 債権者（金融機関・特殊法人等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合…本来であれば本人から取得してもよいケースであるがそれが困難な場合
- ・ 相続手続や訴訟手続などについて法令に基づく必要書類として取得する場合…法令上必要とされる場合
- ・ 弁護士等が法令に基づく職務上の必要から自らの権限として取得する場合…法令上必要とされる場合
- ・ 特殊法人等が公共用地の取得のために必要とする場合…法令上必要とされる場合

- ⑤ 「弁護士、行政書士等による職務上の請求」については、現在は、原則として、請求事由を明らかにしなくてもよい（法12条3項ただし書、住民票省令3条2号・3号）が、今後は、第三者請求として、原則として請求事由を明らかにする必要があると考えられる。

ただし、どの程度まで明らかにさせる必要があるかについては、法制審議会戸籍法部会における議論の方向を踏まえ検討することとしてはどうか。

2 本人確認等

- ① 交付請求できる場合における本人確認等の手続きについては、請求の際に住
民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示等を求めている現在の
運用をもとに考えてはどうか。

その際、実効性を期するという観点から、法令に明確な根拠をもつ手続きと
してはどうか。

- ② 郵送による請求についても、窓口における請求と同程度に本人確認を行うこ
ととし、具体的には、住民基本台帳カード若しくはこれに類する本人確認書類
の提示又はこれらの書類の写しの提出等の手続きが必要ではないか。

- ③ 代理人・使者による請求については、代理人・使者本人に係る住民基本台帳
カード若しくはこれに類する本人確認書類の提示等の手続きが必要ではない
か。

また、当該代理人・使者本人に係る確認に加え、交付請求者本人からの指定
の事実を確認するため、委任状の提出等によりその権限を明らかにする必要が
あるのではないか。

(※) 同一世帯の者による請求については、(ア) 本人等請求により請求することとなる
ので、委任状の提出等は不要である。

3 その他

- ① 交付請求書の開示については、法制審議会戸籍法部会における議論(※)と
同様に、住民票の写しの交付等についても、各市町村の個人情報保護条例等で
対応することとし、住基法上に特段の規定を設けなくてもよいのではないか。

(※) 法制審議会戸籍法部会において、「戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ情報
公開及び個人情報保護に関する法制の例外規律を設けることは現時点では時期尚早で
ある」と整理されている。

- ② 基本4情報以外の情報については、すでに現在の規定においても、続柄、戸
籍の表示などは特別の請求がない限り記載されないこととなっているので、従
前どおり特別の請求があった場合にのみ交付することとしてはどうか。

なお、第三者請求については、市町村長が相当な理由があると認めた場合に
のみ住民票の写しの交付が認められるものであり、必要な限度の範囲で基本4
情報以外の情報を記載することを明らかにしてはどうか。

Ⅱ 届出の際の本人確認について

1 本人確認の方法

- ① 転出届、転入届等における本人確認等の手続きについて、その届出が届出義務者（世帯主を含む。以下同様）からの届出の場合は、届出の際に住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示を求めている現在の運用をもとに考えてはどうか。

その際、実効性を期するという観点から、法令に根拠をもつ手続きとしてはどうか。

- ② 代理人・使者による届出については、届出義務者による届出の場合と同様に、代理人・使者本人に係る住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示等の手続きが必要ではないか。

- ③ また、代理人・使者については、届出義務者からの指定の事実を確認するため、原則として、委任状の提出その他これに類する方法によりその権限を明らかにする必要があるのではないか。

ただし、同一世帯員や法定代理人については、実態を踏まえると、一般的に届出義務者からの指定の事実が推認されるものであり、特段の事情のない限り、委任状の提示等にこだわる必要はないと考えられる。（この場合、特段の事情により、特に指定の事実を確認する必要があるときは、法第34条の規定に基づき市町村長の権限で調査を行えば足りると考えられる。）

なお、親族、本人と同住所ではあるが別世帯の者などによる請求については、市町村長が同一世帯員や法定代理人と同様に取り扱ってよいと判断した場合には、委任状の提示等にこだわる必要はないと考えられるのではないか。

- ④ さらに、特に転入を行うための前提となる転出届については、住民基本台帳により公証することとされている居住関係そのものを移し替えるものであり、転出の届出を行った際に交付される転出証明書には、基本4情報以外の情報も基本的には全て記載されているため、特に厳格な本人確認等の手続きが求められることから、代理による届出について、任意代理人として認められる手続きをより厳格化（届出義務者本人にかかる本人確認書類の提示等）するなどの取扱いについて検討することとするか。

- ⑤ 上記①～④の手続きに基づく本人確認書類や委任状の提示等がないため、本人確認や届出義務者からの指定の事実の確認を更に行う必要がある場合については、届出の受理を行った後に、法第34条の規定に基づいて、届出義務者本人（旧住所地）に対して通知を行うこと等としてはどうか。

Ⅲ その他

1 戸籍の附票等の写しの交付請求

① 戸籍の附票の写しの交付の取扱いについて、原則として住民票の写し等の交付の取扱いに準ずることとしてよいか。

ただし、請求事由を原則明らかにしなくてよい場合については、戸籍の謄抄本と同様に、現行どおり、戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合とすることとしてよいか。

② 住民票の除票の写しの交付の取扱いについて、住民票の写し等の交付の取扱いに準ずることとしてよいか。

2 罰則について

① 現行法では、偽り等により住民票の写し等の交付を受けた者は10万円以下の過料（法50条）、虚偽の届出をした者は他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き5万円以下の過料（法53条1項）等に科せられることとなっているが、罰則については、戸籍法とのバランスを踏まえ、刑罰化をも視野に入れて検討することとしてよいか。